

雨水管理総合計画策定ガイドライン(案) (1/2)

目次

第1章 総論

- 1-1 雨水管理総合計画の目的
- 1-2 用語の定義
- 1-3 ガイドラインの適用範囲
- 1-4 雨水管理方針で定める項目
- 1-5 検討フロー
- 1-6 策定主体（雨水管理総合計画の策定体制）
- 1-7 雨水管理総合計画の進捗管理及び点検・見直し
- 1-8 計画期間（ハード・ソフトの目標の設定）
- 1-9 事業計画との関係
- 1-10 雨水管理総合計画の利活用イメージ

第2章 雨水管理総合計画の策定

- 2-1 基礎調査
- 2-2 検討対象区域の設定
- 2-3 浸水要因分析と地域ごとの課題整理
- 2-4 地域ごとの雨水対策目標の検討
- 2-5 段階的対策方針の策定
- 2-6 段階的対策計画の検討
- 2-7 雨水管理方針又は雨水管理総合計画マップ作成

<事例集>

- 1. フィージビリティスタディ調査結果
（栃木県足利市、埼玉県上尾市、埼玉県朝霞市）

第1章 総論

【目的】

- 下水道による浸水対策を実施する上で、現在・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めることで、下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的とする。

【適用範囲】

- 雨水管理総合計画を策定する際に適用する。

【雨水管理方針で定める項目】

- 計画期間、策定主体、下水道計画区域、計画降雨（整備目標）、段階的対策方針

【検討フロー】

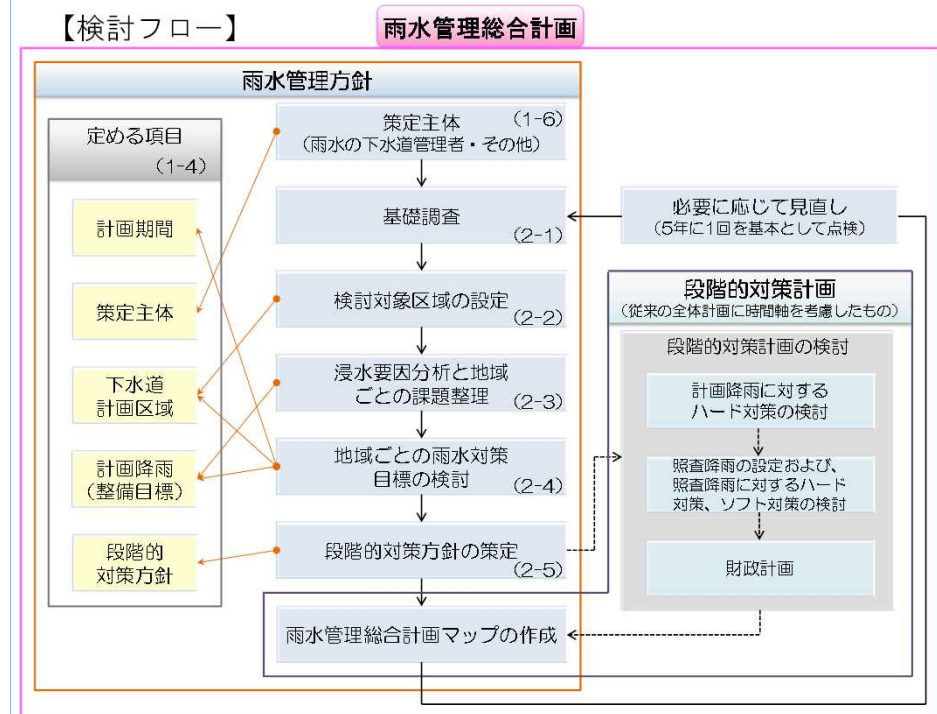


図1 雨水管理総合計画の検討フロー

雨水管理総合計画策定ガイドライン(案) (2/2)

第1章 総論

【策定主体（雨水管理総合計画の策定体制）】

- 計画の策定、進捗管理及び見直しは、市町村の雨水の下水道管理者（流域下水道は都道府県を含む）が主体となり行う。
- 下水道以外の排水施設やまちづくりとの連携や他部局の参画などを十分考慮し、関連部局と密接な連携を保ちつつ、策定作業を進める必要がある。

【雨水管理総合計画の進捗管理及び点検・見直し】

- ベンチマーク（指標）に応じた目標値を設定することにより達成に向けた進捗管理を行う。
- 点検においては雨水整備や河川整備の進捗状況及び社会情勢の変化並びに浸水被害状況等を把握し、計画と実情に大幅な乖離が生じた場合は、速やかに計画の見直しを行う。

【計画期間（ハード・ソフトの目標の設定）】

- 計画期間は概ね20年の範囲で、土地利用の状況や社会情勢の変化等を踏まえて設定する。
- 雨水対策施設のハード・ソフトに関する現在、中期及び長期の目標を設定する。
- 浸水リスクや浸水被害状況等を勘案し、地区ごとに計画期間を検討することも考えられる。

【事業計画との関係】

- 雨水管理総合計画で定める内容を踏まえ、事業計画における浸水対策に係る「施設の設置に関する方針」を定める。

【雨水管理総合計画の利活用イメージ】

- 目的意識の共有化
- 事業の可能性調査
- 行政内部や対外的な説明資料

今後の取組み方針

- 委員会等での意見照会を踏まえた記載内容の充実

第2章 雨水管理総合計画の策定

【基礎調査】

- 雨水管理総合計画を策定するにあたり必要な情報等を把握するための調査を行う。

【検討対象区域の設定】

- 浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産・人口等の集積状況を勘案し、設定する。

【浸水要因分析と地域ごとの課題整理】

- 浸水要因の分析と地域ごとの課題を整理する。
- 対象区域を排水区等の検討単位に分割する。

【地域ごとの雨水対策目標の検討】

- 対策目標は、浸水リスク等の評価に応じ、策定主体の判断により、きめ細やかに設定する。
- 浸水対策を実施すべき区域は、浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産・人口の集積状況等を勘案して設定する。

【段階的対策方針の策定】

- 事業費の制約等を考慮して、現在・中期・長期の段階に応じた対策方針を策定する。

【段階的対策計画の検討】

- 雨水管理方針に基づき、計画降雨に対するハード対策、照査降雨に対するハード対策、ソフト対策及びその必要規模を位置づける。
- 計画策定にあたっては、時間軸（中長期目標等の段階的対策方針）を考慮する。

【雨水管理方針又は雨水管理総合計画マップ作成】

- 細分化された地区ごとに下水道計画区域、計画降雨（整備目標）、段階的対策方針をマップ化してとりまとめる。